

# ドイツでの国際結婚、離婚 ハーグ条約

各項目の執筆者：  
馬場 恒春氏

シュペネマン望氏

皆様は国際結婚、国際カップルというどのようなイメージをお持ちでしょうか？ 海外に暮らす、語学ができる、国際的、よりゆとりある生活、国を超えた愛情、素敵、…。国籍を異にする二人の結婚は欧州内では珍しいことではありません \* が、近年は国際的な人の交流が進むとともに国際結婚によりドイツに暮らす日本人も増えてきています。 \* ドイツでの婚姻の10~12%、日本は3%ほど

2023年6月にドイツに暮らす在留邦人を対象に行われましたオンラインセミナー「ドイツでの国際結婚、離婚、ハーグ条約」\* でのお話を基に、国際結婚にてドイツに暮らす日本人にとって結婚生活をより実り多いものにする秘訣、「こんなはずではなかった」とならないための注意点、仮にもし上手く行かなくなったらどうする？、さらにハーグ条約について、ドイツでの国際離婚に関する法律について解説します。 \* セミナーは在デュッセルドルフ日本国総領事館、在ドイツ日本国大使館、JAMSNET ドイツ、デュッセルドルフ日本クラブ共催で行われました

## 1 国際結婚が上手いするために

実際にドイツで生活してみると、言葉、生活習慣、食生活の違いのみならず、当然と思っていた「常識」までもが異なるといっても過言ではありません。ドイツでの国際結婚が上手い秘訣を長年ドイツで暮らし多くの相談に乗っているフィッシャー平松由紀子さん（竹の会「Bitteどうぞ」相談室）にお聞きしました。

### ▶ 国際結婚は面白い

フィッシャー平松さんは国際結婚は面白いと話します。その理由は、以下の3点です。

- ① 全く異なる価値観に接することにより世界が広がる
- ② 言葉（ドイツ語）が堪能になる
- ③ 食文化、宗教、育児、家計、介護、逝去など各シーンを通じて習慣の違い知り日本文化を再発見できること

### ▶ どうやったら国際結婚生活上手いできますか？

国際結婚でドイツに暮らすということは、これからの長い長い長い生活の出発点です（図1）。そのため以下の3点が大切です。

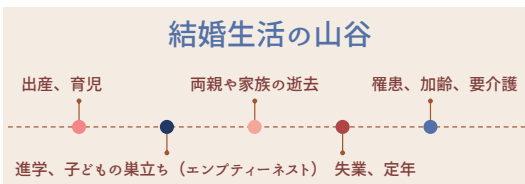


図1 フィッシャー平松さん原案作成

- ① 言葉（ドイツ語）を学ぶ — 「以心伝心」は幻  
少しでも言葉を学ぶことで、より円滑なドイツ生活を営むことができます。最初からドイツ語が堪能な人はいません。ゆっくりと時間をかけて「学ぶ」というプロセスを楽しんでみましょう。
- ② 自分の人生のビジョンを失わない  
これまでの日本での抱負、仕事、趣味、社会との関わりを諦めて家庭に尽くさなければと考える人もいるかもしれ

ませんが、そのようなことはありません。もしできないと考えるならば、「誰があなたにそう言っているのか」を考えてみましょう。

### ③ 経済力を養う

ドイツでの結婚生活では収入やお金の使い方の判断のすべてを全てを相手に任せないというスタンスが重要です。日本では良妻賢母としてパートナーを立てることが、円満な家庭生活の秘訣と学んだ人もいられるかもしれませんが。しかしドイツでは自分自身の収入があることでより素晴らしい生き方ができます。

### ▶ 本当にでしょうか（ウソです、これらは要注意）？

さらに勘違いしやすい盲点として、以下の例を挙げます。  
・愛があればドイツ語は学ばなくてよい  
パートナーへの依存とパートナーからの軽蔑の始まりに繋がってしまいます。

・お金のことは全て任せてしまって大丈夫  
自身の経済力がなく、お金のことを全て任せてしまうと、次第に何をすることも、何をかうにもパートナーの許可を得てからになると、場合によっては経済的な家庭内暴力(DV)につながってしまうこともあります。

・そばに居てくれるだけでよい  
恋愛映画のような嬉しい愛のささやき、と喜ぶだけではいけません。ドイツにまで来た自分の人生やこれからの展望(ビジョン)をもう一度冷静に考えてみましょう。

・郷に入れば郷に従うべき  
ドイツに来たらドイツの風習、文化を尊重し従うことはドイツでの生活を円滑にスタートしていくコツともいえます。しかし、長年かけて自身が築いたアイデンティティまですべて抑えて生活することは好ましくありません。

※本誌の一部または全部を無断で紙媒体、オンラインでの転載・複写・共有する事は禁じます。参考資料として利用される場合はご連絡下さい。info@nipponip.de

日本	日独夫婦の考え方の違い	ドイツ
・あうんの呼吸を求める	・お互いのフィーリングが合うか常に確かめる	・理解し合えない＝人生を共にする意義がない
・会話のない喧嘩ばかりでも普通の夫婦と思ってる	・価値観が合わなければ離婚を考える	・お互いの責任、義務を契約する
・家事、育児、家計は主婦の仕事	・育児、家事は分担が普通	

### ▶ その他、知っておいた方がよいこと

国際結婚は2人だけの問題に留まりません。日本で日本人同士が結婚していたら考えもしない事もあります。

- 外国人であるパートナーの義理母父、親戚づきあい
- パートナーの友人づきあい
- 各種文化、宗教上の価値観の違い
- 日本への帰郷には時間と多額の費用を要する
- ハーグ条約にも留意する必要がある
- 自分自身や子どもの国籍問題
- 文化的かつより大きな育児、教育方針の違い
- 老後の心配（年金、居住地、介護、健康）
- 老いた日本の両親の面倒はどうする？

初出：http://www.jamsnet.de 内のフィッシャー平松さんの説明から

### ▶ セーフティネットを作ろう（図2）

何かがあっても対応できるようなセーフティネットを自身の周囲に作ることを勧めます。

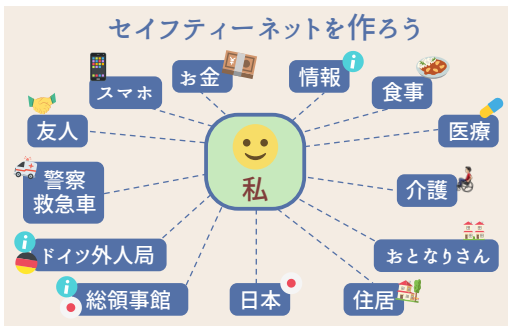


図2 フィッシャー平松さん原案作成

## オンラインセミナー「ドイツでの国際結婚、離婚、ハーグ条約」 共催団体へのリンク

在デュッセルドルフ日本国総領事館  
[https://www.dus.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.dus.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ドイツ日本国大使館  
[https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

JAMSNET ドイツ  
<http://www.jamsnet.de/>

デュッセルドルフ日本クラブ  
<https://jc-duesseldorf.de/ja/>

より詳しい国際結婚で知っておいた方がよいことの情報  
[http://www.jamsnet.de/kokusai\\_kekkon.html](http://www.jamsnet.de/kokusai_kekkon.html)

## 2. 国際結婚の子供の立場から

国際結婚のカップルから生まれてドイツに暮らす子供の視点からみてみましょう。

大阪大学人間科学研究科に在籍するチェリー・アンジェラ未来さんは、日本人の母、アメリカ人の父をもち、日本で生まれ日本で育った経験からお話してくれました。

### ▶ 名前からの経験

「日本では聞き慣れないカタカナ書きの名前は珍しく、小学生時代は名前が目立つから、これ以上目立つことはやめようと大会などへの参加を見送ったことがあります。」  
恐らく、ドイツで生まれて名前がドイツ名のお子様は日本に住むことになると同じような経験をするかもしれません。

### ▶ もう一つの国とのつながり

「両親が日本と米国の文化を尊重し、両者に接する機会を与えてくれたことに感謝しています。」どちらの文化が優れている劣っているというのではなく、両親や兄弟が両国の文化を大切にすることが大切です。

### ▶ もう一つの言葉

多くの場合、国際結婚のカップルから生まれてドイツに暮らす子供は少なくとも二つ以上の言語と文化に接していくことになります。日本に暮らすチェリーさんの家庭では言葉についてのルールはなく、父には日本語に英単語を混ぜて、母には日本語で話していたそうです。「どちらの言葉話すかは押し付けるのではなく自分で決断、高校時代になってもう一つの言葉（英語）をもっと学びたいと思った時にサポートしてくれた親に感謝しています。」

### ▶ ふたつの国の間で生きる

「両親の育った国の各々違った文化、習慣に接するため、

一つの物差しだけからみるのではなく、他の国の人と接するときの繊細さにもつながります。」言葉だけではなく、異なる文化も理解できる包容力は国際結婚の子どもとしての強みになっています。

### ▶ 自身のアイデンティティについて

思春期になると自身のアイデンティティについて考えるようになり、日本の文化、言葉への関心も高まってきます。その時は両親で優しくサポートしてあげるとよいでしょう。

## 3. もし上手く行かずに悩んだ時

いつも順風満帆という訳ではありません。特にドイツに暮らしていると、家庭に悩みを相談しようとしても言葉のハードルがあり、喧嘩したから子どもと一緒に日本へ里帰りし簡単には行かないなど、一人悩みながらもじっと我慢して年月だけが経ってしまうという人もいます。

日本語による女性のための相談室「Chance」で活躍する土居真理さんにお聞きしました。

### ▶ このようなことはありませんか？

土居さんは DV には身体的暴力はなくとも精神的な DV、経済的な DV もあると説明します。例えば、大きな声で怒鳴りつける、無視する、行動・服装・話の内容を批判しばかりにする、行動や外出を制限する場合です。

また生活に必要なお金や小遣いを配偶者には与えないなど金銭面での差別、何をすることもパートナーの許可が必要だという場合も DV として捉えられます。

### ▶ ひとりで悩まずご相談ください

人に知られたら恥ずかしいという思いから、また子ども小さいから我慢するしかない、と悩みながらも我慢を続けて耐えている場合もあります。

### ▶ ドイツ国内で日本語で話せる相談先や活動団体

対面での相談、遠方の方はメールやお電話での相談が可能。  
\* 相談先や詳細情報への HP リンク等は、当記事最後にある「各連絡先まとめリンク集 QR コード」を参考にしてください。

#### 📄 日本語による女性のための相談室「Chance」

デュッセルドルフにて家庭内暴力（DV）や性暴力の被害者に対する支援、家庭生活で葛藤を抱えている邦人女性からの相談を受け、離婚・別居、ハーグ条約に関わる情報提供を行う。\* 相談者、相談内容に関するは秘密厳守  
電話 :0170-6570130(水 14-18 時、木・金 10-14 時)  
Email: chance@frauenberatungsstelle.de (日本語 OK)  
URL : www.frauenberatungsstelle.de/chance/

#### 📄 竹の会「Bitte どうぞ」相談室

デュッセルドルフにある、困った時のよろず相談室のように、誰でも気軽に立ち寄れる場所。必要に応じ、諸手続きや各所管轄への連絡のお手伝い、自分自身のことではなく、ドイツ語を話すパートナーの件、親御さんの件でご相談がある場合も相談可能。  
電話 :0211-58677117(毎週金曜 10-14 時)  
Email: bitte.dozo@gmail.com

#### 📄 公益法人 DeJaK(デーヤック)友の会

老後をドイツで送る方が必要とする情報をテーマに講演会を開催、特に高齢者特有のトラブルや問題の解決のため、皆で支え合い支援する会  
URL : https://dejak-tomonokai.de

## 4. ハーグ条約について

ドイツに暮らしている夫婦が喧嘩して一方が里帰りのつもりで子どもを日本に連れて行ったらハーグ条約に抵触したという話、またハーグ条約があるから子どもと一時帰国がで

きないという話を聞くことがあります。余り聞き慣れない「ハーグ条約」とは何なのかが説明していきます。なおハーグ条約はドイツに暮らす日本人同士の夫婦にも適応されます。

1980 年にオランダのハーグで採択された「ハーグ条約」は、正式には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。

現在 103 カ国が締結しており、ドイツでは 1990 年 12 月、日本では 2014 年 4 月に発効しました。



イラスト提供 © 外務省ハーグ条約室

### ▶ ハーグ条約の目的

一方の親によって国境を越えて不法に連れ去られた、または留置された子どもを、元々住んでいた国（常住所地国）へ迅速に返還すること、及び国境を越えた親子の面会交流を促進することで、子どもに不利となるような影響から子どもを守ることにあります。

### ▶ 子どもを不法に連れ去る・留置することによる影響

- 親の対立を招く、あるいはさらに悪化させる
- 子どもがもう一方の親と関係を保つことが困難、あるいは不可能になる
- 住み慣れた環境から連れ出され、新しい環境に適応を求められながらも、将来への展望がないまま暮らす事になる
- 子どもは争う親の姿しか目にできない
- 裁判で裁判所に決定を委ねることになれば、子どもをよく知る親ではなく、第三者である裁判官が法律に基づいた決定をしてしまう

→ 不法な国外への連れ去りは、当事者である親、そして子どもへの負担に加え、金銭的な負担も大きい。

## ドイツ国内で日本語で話せる相談先や活動団体

### 竹の会「Bitte どうぞ相談室」

<https://takenokai.de/wp-content/uploads/2018/07/Flyer-Bitte-Dozo.pdf>

### 日本語による女性のための相談室「Chance」

<https://www.frauenberatungsstelle.de/chance/>

### デーヤック友の会

<https://dejak-tomonokai.de/>

### JAMSNET ドイツ

<http://www.jamsnet.de/>



### ドイツで国際結婚、離婚、ハーグ条約 相談先・連絡先リンク集

[https://blog.nipponip.de/useful\\_links\\_lifevent-hku/](https://blog.nipponip.de/useful_links_lifevent-hku/)

NIPPONip は、ドイツ・一部近隣諸国・日本の一部で発行されている

季刊情報誌です。さまざまなドイツ在住者に役立つ情報が掲載されています。

不法な「連れ去り」や「留置」というのは、もう一方の親の同意なく、子を海外に移動させた（連れ去り）、あるいは休暇の後など約束した日に子を戻さない（留置）ことを指します。

### ▶ ハーグ条約が適用されるのは

子供が16歳未満で、元の居住国と現在いる国の両方がハーグ条約を締結しており、もう一方の親の同意なしに子どもの移動がされた場合です。各締結国には原則的に返還を実現させるよう要請することができますが、申請人となる子どもを連れ去られた親が、連れ去り（あるいは留置）の時点で親権を有し、個人的な接触の有無に関わらず、定期的にその親権を行使していたことが条件ともなります。両親や子どもの国籍は関係ないため、日本人同士であっても適用される上、例えば日本への一時帰国を目的として出国した場合にも該当します。

### ▶ 返還拒否事由

ハーグ条約締結国間で子供の不法な連れ去りや留置があった場合でも、以下の場合は、「返還拒否事由」という例外の対象となります。

- 裁判所が返還申請を受理するまでの間に一年以上経過し、子どもが新しい環境に適応している
- 連れ去りの時点で、申請者が監護権を行使していなかった
- 子どもの移動についての事前の同意、事後の承諾があった
- 返還によって、子どもが心身に害悪を受ける等の重大な危険がある
- 子どもが返還されることを拒み（子の異議）、かつ、子どもの意見を考慮することが適当である年齢・成熟度に達していると認められる

但し、返還拒否事由を主張する場合、主張する者（＝連れ去った親）に立証責任があり、裏付ける資料の収集をしなければなりません。

### ▶ 返還請求のための親権

返還請求には申請者の親権、それも、子供の常居所地での親権が決定的となります。「常居所地」というのは、国籍といった法的要素、当事者の意思といった主観的要素に関係なく、純粋に生活の中心となっている地のことです。ドイツが常居所地の場合、ドイツ法では親は以下の条件下、原則的に共同親権を有します。

- 両親が結婚している
- （結婚していなくても）共同親権誓約書がある
- 裁判所による決定がある

逆に言えば、ドイツにて母親が単独親権を有するのは、上記の条件が満たされない場合となります。

ドイツ法の「親権」は対象や領域に応じて分けられており、その中に、「居所指定権」という権利があります。もし、子どもを連れ去った親が単独で子の居所指定権を有していた場合、ハーグ条約による違法性はありませぬ。

問題になるのは、子どもを連れ去られた親が居所指定権をも含む親権を有していた場合となります。

注：但し、ドイツ法で母親が単独親権をもっている場合でも、ドイツの法律が適用されない場合があります。フランスなどドイツ以外の多くの国では、両親が婚姻していなくても共同親権を認めています。この場合、前の常居所地における法制度で獲得された親権が、現在の常居所地でも保持されることになります。

### ▶ ハーグ条約締結国で受けられる支援受けられるは？

日本では外務省領事局ハーグ条約室が中央当局の実務を担い、以下の支援を行っています。

- 当事者の意向を相手に伝達 ・弁護士紹介
- ADR（裁判外紛争解決）機関の費用の負担（4回まで）
- 面会交流支援機関の費用の負担（対面4回、オンライン4回の最大8回まで）
- 裁判資料の翻訳（上限あり）

連れ去りが起こってしまった場合、残された親は中央当局（日本は外務省、ドイツは連邦司法庁）に返還援助申請ができます。問題解決方法としては、①当事者（代理人）

による話し合い、②ADR（裁判外紛争解決）機関を通じた話し合い、③裁判があります。

子どもの返還裁判の審理は6週間以内に行うこととされています。この裁判は、子どもの常居所地国への返還についての決定を行うもので、監護・親権を決めるものではありません。

**日本国中央当局 外務省領事局ハーグ条約室**  
電話番号：+81 (0)3-5501-8466  
日本時間 平日9時～17時(12時30分～13時30分除く)  
E-mail：hagueconventionjapan@mofa.go.jp  
URL：www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html

**ドイツ中央当局 Bundesamt für Justiz, Referat II 3**  
Zentrale Behörde für Internationales Sorgerecht  
Tel.: +49 (0)228 99 410-5212  
E-Mail: int.sorgerecht@bfj.bund.de  
URL: www.bundesjustizamt.de/sorgerecht

### ▶ 同意なしに合法に国外転居するには

もう一方の親の同意が得られずとも、不法に子どもを連れ去るのではなく、以下の解決方法で合法に国外転居を実現することは不可能ではありません。

- もう一方の親と国外転居についてよく話し合う
- 青少年局（Jugendamt）の無料相談を利用する
- 専門家によるメディエーションを検討する
- 家庭裁判所に単独居所指定権を得るため親権申請を行う

→ **単独で決定する権利をもたない間は、国外転居しない**

### ▶ 単独居所指定権

単独居所指定権の申請があった場合、ドイツの裁判所は、「親の移動の自由」と「子の最大の利益」のバランスを考慮しながら、国外転居にそれなりの理由があるか、転

居後も子と残された親との接触の機会が確保されるかなどを審査した上、決定を行います。



その際、3歳以上の子ども本人、管轄の青年局、場合によっては、裁判所が指定した子どもの利益を代理する代理人の意見が問われることとなります。家庭内暴力（DV）の事実があっても、子どもを保護するために国外転居は必要ない、あるいは、DV が親との接触を継続して絶つことにはつながらないという理由から、単独居所指定権が却下されることもあります。

一方、子どもが新しい常居地の言葉や文化に適応していたという事実も裁判所の判断基準とはなりません。いかなる場合も、個々の事情を審査した上で「子の福祉」にとって何が最善かという決定が下されます。

### ▶ 渡航同意書

未成年者（18歳未満）の以下の形でのドイツ出入国に際しては、親権者のによる同意書および親権者のパスポート・身分証明書の写しの携行が推奨されています。

- ① 単独で出国
  - ② 一方の親のみと出国
  - ③ 親権者以外の方とともに出国
- 詳細情報は以下で入手可能


**日本にあるドイツ連邦共和国大使館・総領事館**  
**ドイツ連邦共和国内務省**

渡航同意書とは、一方の親が子を連れて出国することに、もう一方の親が同意していることを示す書面。

日本での出入国手続：不要

ドイツでの出入国手続：推奨

フライトのチェックイン：航空会社にご確認ください。

**6ヶ国語対応の渡航同意書のフォーム（ADAC発行）**

## ハーグ条約に関するリンク

**日本国中央当局 外務省領事局ハーグ条約室**  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

**動画で見るハーグ条約**  
<https://www.youtube.com/watch?v=BrezDmg9I98&list=PLz2FHGXpCali1Z8OHsu-yA0potoXFk8zM>

**ドイツ中央当局**  
[https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Familieinternational/Sorgerecht/Sorgerecht\\_node.html](https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Familieinternational/Sorgerecht/Sorgerecht_node.html)

**日本にあるドイツ連邦共和国大使館・総領事館**  
<https://japan.diplo.de/ja-ja/service/-/1032284?openAccordionId=item-1032288-1-panel>

**ドイツ連邦共和国内務省**  
<https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/EN/rechte-und-pflichten/102711702>


**地域の青年局 Jugendamt \*ここから自分の地域の青年局が探せる**  
<https://www.unterstuetzung-die-ankommt.de/de/das-sind-wir/jugendamt-vor-ort-finden/>

**6ヶ国語対応の渡航同意書のフォーム**  
<https://www.adac.de/reise-freizeit/ratgeber/reiserecht/reisevollmacht-kinder/>

ドイツにおいて子の福祉や親権について相談できるのは、お住まいの地域の青少年局ですが、国際家族の抱える問題を専門に扱う以下の 2 団体は、英語での情報提供や調停（メディエーション）も行っています。

 **ZAnK** (Zentrale Anlaufstelle für grenzüberschreitende Kindschaftskonflikte und Mediation)

URL : <https://zank.de>

 **MiKK e.V.** (Internationales Mediationszentrum für Familienkonflikte und Kindesentführung)

URL : <https://www.mikk-ev.de/>

## 5. 離婚を考える時の法律

ドイツ連邦統計庁 (2021 年) によれば、ドイツの離婚率は 39.9%。平均婚姻期間は 14.5 年間で、中でも婚姻後、5 年～7 年以内に離婚に至るケースが多いということです。離婚率は日本と比べると、はるかに高いのですが、離婚に至る手続きは決して、容易ではありません。

ドイツ民法によれば、「婚姻の破綻 Scheitern der Ehe」を裁判所が認めて、初めて離婚が成立します。日本のように話し合いのみで解決し、市町村役場に離婚届を提出して成立する「協議離婚」、あるいは、「調停離婚」、「裁判離婚」といった分類はありません。

離婚の条件として、婚姻解消、つまり離婚の意思は確かということを確認する目的で、最低 1 年間の別居期間が必要となります。相手の合意がない場合、この期間は 3 年間となりますが、逆に配偶者による DV や長年にわたる薬物やアルコール依存症といった苛酷理由がある場合は、1 年間の別居期間を待たずに離婚が認められる可能性もあります。」「別居」とは文字通り、住居を分けることですが、同じ住居内でも寝室、家計など生活領域すべてを分けるという方法もあります。

この期間中、収入の多い方が少ない方に対して、扶養費を支払う義務があります。また、子どもがいる場合、同居していない親が子の養育費をもう一方の親に支払わなければなりません。そして、親の別居や離婚に関わらず、子は両親を必要とするという考えから、別居期間中も面会交流を定期的に行わなければなりません。

### ▶ 離婚には必ず弁護士が必要

裁判所の決定で離婚が成立するため、離婚には必ず弁護士が必要になります。双方の合意による離婚の場合であれば、別居を開始してから公証人の下で合意書を作成し、家庭裁判所へ離婚の申し立てを行えば、弁護士一人で済ませることができます。

財産分与や離婚後の子どもの養育について意見が食い違う場合は、それぞれに弁護士を立て、場合によっては離婚裁判で争った上で離婚成立となります。

弁護士を立てるということは当然、弁護士費用が発生するということですが、離婚にはそれ以外にも下記の費用が発生します。以下の費用は、係争額を基準として算出されます。

- 弁護士費用 \* \* 一人の弁護士を当事者二人で負担するか、それぞれに弁護士を雇うかで大きな差がある
- 裁判費用
- 公証人費用

加えて、必要に応じて通訳料、親権争いとなった場合には「子供の弁護士」(手続き保護人) 費用、や心理鑑定料の料金も生じることがあります。

離婚費用が払えない場合、弁護士による法律相談や裁判にかかる費用への補助制度があります。申請の際には、収入、養育費、家賃といった支出を公開した結果、補助金額が算出されます。所得に換算されない預貯金の上限は 2023 年 1 月、1 万ユーロに引き上げられました。

法律相談補助も裁判補助も共に、申請手続きは離婚を

申し立てる家庭裁判所で行うことができますが、事前に申請用紙を準備しておくことができます。

 **事前に申請用紙をダウンロード**  
www.justiz.de → Service → Formulare → Kosten und Vergütungen 

離婚に伴い、さまざまなことを双方で決めていかなければなりません。当事者間で合意を達成することができるのなら、公証人を介して合意書を作成することができますが、争いになった場合は、離婚裁判に持ち込まれることもあります。

- 親権の所在
- 離婚後の扶養
- 子どもの養育費
- 財産分割
- 家具などの分配
- 住居の使用指定
- 子供との面会交流など

離婚で顕著になる、日本とドイツの大きな違いは、単独親権か共同親権かという点でしょう。ドイツでは離婚後も、子は両方の親を必要とするという考えから、共同親権が原則です。

子が別れた両親のそれぞれの家に交代で住むことができるよう、離婚後もなるべく近所に住居を構え、学校休みには、子を連れて別々に旅行をするといった、分担がうまくいくケースもあれば、共同親権とは名ばかりで、母親ひとりで子の養育にあたる家庭もあります。親同士の事情に子を(なるべく)巻き込むことなく、離婚後も共同で責任を持ち、権利を行使するというのが、ドイツの理想的な共同親権の在り方です。

離婚裁判での決定事項が守られない、あるいは当事者間で合意に達することができない場合は、住む地域の青少年局に相談をすることができます。無料で誰もが利用できる育児・家族相談から、子の福祉を守るための家庭支援制度まで、さまざまなサービスや支援を受けることができます。

なお、日本も含め、EU 諸国以外の外国方式で成立した

離婚は、ドイツ当局の承認手続きを経ない限り、正式な離婚として認められません。申請手続きは、離婚をした大人のどちらかが最後に居住していた州の管轄当局(上級地方裁判所など)で行います。インターネット検索で、「Anerkennung ausländischer Scheidung」と州名を入力して検索すれば、必要な書類や申請先などを調べることができます。

ドイツに住む日本人が離婚した場合の、日本側の届け出等については、在ドイツ日本国大使館の HP をご覧ください。

 **日本にあるドイツ連邦共和国大使館・総領事館**

## 謝辞

今回の執筆のもととなりましたセミナー「ドイツでの国際結婚、離婚、ハーグ条約」にて多くの資料提供と貴重なご助言をくださいました弁護士のゼーツ・カレン洋子氏、ドイツ連邦司法庁の Christian Höhn 氏、ハム家庭裁判所判事の RinAG Martina Erb-Klünemann 氏、在デュッセルドルフ日本国総領事館に深く御礼申し上げます。

## 執筆



馬場恒春 (JAMSNET ドイツ代表) 項目 1～3 担当

シュペネマン望 (DeJak-友の会代表) 項目 4～5 担当

## 執筆協力

フィッシャー平松由紀子さん (看護師、「竹の会「Bitte どうぞ」相談室」)  
土居真理さん (臨床心理士、女性のための相談室「Chance」)  
チェリー・アンジェラー未来さん (大阪大学人間科学研究科博士後期課程)

前小屋千絵さん (外務省ハーグ条約室)

 **連絡先**  
当記事内で紹介された各相談機関や情報をまとめた QR コード  
<https://blog.nipponip.de> 

## 離婚に関するリンク

**ZAnK (Zentrale Anlaufstelle für grenzüberschreitende Kindschaftskonflikte und Mediation)**  
<https://zank.de>

**MiKK e.V. (Internationales Mediationszentrum für Familienkonflikte und Kindesentführung)**  
<https://www.mikk-ev.de/>

(法律相談補助、裁判補助のための申請用紙) **事前に申請用紙をダウンロード**  
[https://justiz.de/service/formular/f\\_kosten\\_verguetungen/index.php%3Bjsessionid=48B7F559852FF99E6058B8E06567A1E4](https://justiz.de/service/formular/f_kosten_verguetungen/index.php%3Bjsessionid=48B7F559852FF99E6058B8E06567A1E4)

**日本にあるドイツ連邦共和国大使館・総領事館**  
<https://japan.diplo.de/ja-ja/service/-/1032284?openAccordionId=item-1032288-1-panel>